

「保有個人データの利用目的の通知」「保有個人データの開示」「第三者提供記録の開示」の
請求にあたって

(株) 広島ホームテレビ

1. 請求の対象となる「保有個人データ」「第三者提供記録」

請求の対象となる「保有個人データ」とは、「個人情報の保護に関する法律」第16条第4項に規定されるものをいい、当社が、開示等の権限を有する個人データです。

また「第三者提供記録」とは、同法律第29条第1項に規定される記録で、当社が個人データを第三者に提供したときに作成する提供の年月日、提供したデータの項目等を記載したもの、および同法律30条第3項に規定される記録で、当社が第三者から個人データの提供を受ける際に当該データの取得の経緯などの必要な確認をしたこと、提供を受けた年月日、データの項目等を記載したものです。

なお、「保有個人データ」および「第三者提供記録」のいずれも、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものは請求の対象から除きますのでご了承ください。

2. 当社は、郵送による請求のみを受け付けております。

宛先 〒730-8552 広島市中区白島北町19-2 広島ホームテレビ「個人情報問合せ窓口」係

3. 請求者および代理人の確認にあたって

請求に際しては、請求する保有個人データ又は第三者提供記録の本人であるかどうかの確認が重要となりますので、以下の書類を同封の上郵送ください。お送りいただいた書類は、当社で3年間保管の後、安全に廃棄します。

(1) 本人が請求される場合

- ① 本人の氏名と住所が記載された公的証明書（運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（表面のみ）、パスポート、在留カード等）の中から2種類のコピー

(2) 代理人の方が請求される場合

- ① 本人の氏名と住所が記載された公的証明書（運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（表面のみ）、パスポート、在留カード等）の中から2種類のコピー
- ② 代理人の氏名と住所が記載された公的証明書（運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（表面のみ）、パスポート、在留カード等）の中から2種類のコピー
- ③ 本人からの委任状（未成年者又は成年被後見人の法定代理人の方が請求される場合でも、できる限り本人からの委任状を提出していただくようお願いします）
- ④ 未成年者又は成年被後見人の法定代理人である場合は、そのことを証明する書類

4. 請求手数料について

当社は個人情報保護法第38条に基づき、利用目的の通知又は保有個人データ若しくは第三者提供記録の開示等の請求にあたり、1件につき500円の手数料を申し受けます。開示請求書を郵送する際に相当金額の切手を同封してください。

なお、その他実費を要した場合は、別途、請求させていただく場合があります。

5. 次に該当する場合は、請求をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 当社が報道および著述を目的として請求者の個人情報を利用したとき
 - (2) 請求に係る個人情報の本人および第三者の生命、身体、財産その他の権利を害するおそれがある場合
 - (3) 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (4) 他の法令に違反することとなる場合
 - (5) 本人確認ができない場合
 - (6) 当社の定めた請求手続きに従わない場合
 - (7) 手数料をお支払いいただけない場合
6. 回答は請求受付後2週間をめどとしますが、遅れる場合もあることをあらかじめご了承ください。

7. 請求書を郵送される際は、記載された個人情報の漏洩などないような対策を施した上で送られることをお願いします。当社到着以前に個人情報の漏洩がありましても、当社では責任を負いかねます。

8. ご請求にあたって提供いただいた個人情報は、ご請求への回答とその履歴の管理のために利用します。

以上